

(別紙)

＜学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準＞

学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準について、私立学校法（昭和24年法律第270号）その他の法令の規定によるほか、この審査基準の定めるところによる。

第1 学校法人の寄附行為を認可する場合

学校（大学及び高等専門学校を除く。）、専修学校、又は各種学校（以下「私立学校等」という。）を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。

1 立地条件について

私立学校等の位置は、教育上及び保健衛生上十分適切であり、当該私立学校等が他の私立学校等と不当に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されるものであること。

2 施設及び設備について

(1) 施設（校地及び校舎等の構築物をいう。）及び設備は、設置者の自己所有であること。

ただし、次の場合に限り、借用のものであっても差し支えないものとする。

ア 校地が、国若しくは地方公共団体の所有地の場合又は相当長期間にわたり安定して借用できる場合であって、教育上支障がないと認められる借用である場合

イ 校舎等について、国若しくは地方公共団体の所有であり、自己所有できないことについて、特別の事情があり、教育上支障がないと認められる借用である場合（校舎等として専用できる場合に限る。）

ウ ア及びイに掲げるもののほか、小学校・中学校の修学年齢に相当する生徒を対象とした外国人学校（各種学校に限る。）について、施設が借用である場合

エ 教育上支障がないと認められる設備の借用である場合

(2) 校舎等は、開設しようとする前年の県私立学校審議会開催時に、全体の概ね8割以上（年次計画で整備するときは、初年次計画の概ね8割以上）の工程が終了しているものであること。

(3) 校地は、開設時までには教育上支障のないよう整備されるものであること。

(4) 校舎等を年次計画で整備するときは、当該学校の教育上支障のない年次計画により整備されるものであること。

(5) 校舎等と運動場は、同一の敷地又はその隣接地に設けるものであること。ただし、施設間の移動が安全かつ短時間に行われ、教育に支障が生じないと認められる場合はこの限りでないこと。

(6) 新たに設置される私立学校等が、同一法人の設置する他の私立学校等と同一敷地又はその隣接地に併設される場合、普通教室を除き、教育上支障がない範囲で他の私立学校等との施設・設備の共用を認めるものとする。

3 資金等について

(1) 私立学校等の施設及び設備の取得に要する資金その他学校設置のために要する資金は、その全額が設置者の自己資金によるものであること。

ただし、借入れ先が日本私立学校振興・共済事業団、及び(公社)長野県私学教育協会からの借入れは認めることができるものとする。

(2) 設置認可申請時において、当該私立学校等の開設年度の経常経費(人件費、物件費、借入金利息の合計額をいう。)の2分の1に相当する資金を保有していること。

ただし、施設を自己所有しない場合は、当該私立学校等の開設年度の経常経費の2分の1に相当する資金に加え、完成年度まで(開設年度から3年間を限度とする。)の経常経費の財源に充てる自己資金相当額を保有していること。この場合において、保有すべき資金額は開設年度の1年分の経常経費に相当する額を限度とする。

(3) 小学校・中学校の修学年齢に相当する生徒を対象とした外国人学校(各種学校に限る)について、市町村が当該学校の設置を要望しており、設置された学校の経営に著しい支障が生じた場合に、当該市町村が、当該学校に在学する者の適切な就学を維持することができるよう、転学の斡旋等の措置を講ずることを明確にしている場合には、開設年度の経常経費の6分の1に相当する額を保有していること。

4 役員等について

(1) 理事及び監事は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であるとともに、学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者であること。また、単に名目的な者でなく、私立学校法及び寄付行為に規定する役員職務を十分に果たし得る者でなければならないこと。

(2) 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を2以上兼ねていない者であること。

(3) 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者であること。

(4) 理事である評議員以外の評議員について、学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選任されていること。

(5) 学校法人の事務を処理するため、その設置する私立学校等の規模に応じた専任の職員を置くなど、適切な事務組織が設けられていなければならないこと。

(6) その他、規程の整備を含め、私立学校等にふさわしい管理運営体制を整えていなければならないこと。

第2 学校法人が私立学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

学校法人が私立学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

1 立地条件について

立地条件については、第1の1を準用すること。

2 施設及び設備について

施設及び設備については、第1の2を準用すること。

3 資金等について

資金等については、第1の3を準用すること。

4 役員等について

役員等については、第1の4を準用すること。

5 既設校等について

- (1) 既設の私立学校等の在籍生徒数が原則として収容定員を一定期間相当程度下回っていないこと。
- (2) 既設の私立学校等のうち完成年度を越えていないものがある場合、当該未完成の私立学校等の設置に係る認可の際の設立計画が確実に履行されていること。
- (3) 従来設置している学校のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。
- (4) 私立学校等の管理運営が、法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されており、その管理運営が適正を期し難いと認められる事実がないこと。

第3 学校法人が私立学校等の課程、学科又は部を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

学校法人が私立学校等の課程、学科又は部を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、第2に準じて審査する。

第4 準学校法人の寄付行為及び寄付行為変更を認可する場合

準学校法人の寄付行為及び寄付行為変更を認可する場合は第1から第3に準じて審査するほか、「準学校法人の認可基準の解釈および運用について」(昭和35年文管振第207号文部省管理局長通達)の基準に適合するものであること。

第5 第1から第4の認可に係る標準処理期間は別表のとおりとする。

第6 この審査基準の運用に関して、必要な事項は別に定める。